

#### IV 参考資料

##### 水質評価基準及び検出の有無の判断基準

###### (1) 水質評価基準

カドミウム、シアン、有機りん、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンは環境庁水質保全局長通知（平成元年9月14日環水管第189号）「水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」による評価基準であり、1,1,1-トリクロロエタンは厚生省環境衛生局水質環境部長通知（昭和59年2月18日環水第15号）「水道水の暫定水質基準」である。水道水の水質基準等と同じ値であり、生涯にわたる飲用に際しても人の健康に影響を及ぼすことのない値である。

###### (2) 検出の有無の判断基準

水質汚濁防止法施行規則第6条の2に基づき環境庁長官が定める検定方法（平成元年環境庁告示第39号）及び日本工業規格「用水・排水中の低分子ハロゲン化炭化水素試験方法 JIS K0125の5」に定める方法より測定したときの定量下限値である。

調 査 項 目	水 質 評 価 基 準	検 出 の 有 無 の 判 断 基 準
カ	0.01 mg/l以下	0.001 mg/l
ド	検出されないこと	0.1 mg/l
ミ	検出されないこと	0.1 mg/l
ウ	0.1 mg/l以下	0.02 mg/l
ム	0.05 mg/l以下	0.04 mg/l
シ	0.05 mg/l以下	0.005 mg/l
ア	0.0005 mg/l以下	0.0005 mg/l
有	0.03 mg/l以下	0.002 mg/l
機	0.01 mg/l以下	0.0005 mg/l
り	0.3 mg/l以下	0.0005 mg/l
ん		
鉛		
六		
価		
ク		
ロ		
ム		
ヒ		
素		
総		
水		
銀		
トリクロロエチレン		
テトラクロロエチレン		
1, 1, 1-トリクロロエタン		